

インターンシップ情報発信強化事業企画提案競技審査要領

(目的)

第1条 この要領は、インターンシップ情報発信強化事業の受託候補者を選定するための審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 産業政策課デジタルイノベーション戦略室長
- (2) 産業政策課デジタルイノベーション戦略室デジタルイノベーション戦略チームリーダー
- (3) 産業政策課デジタルイノベーション戦略室長が指名した者

2 審査会の審査委員長は、産業政策課デジタルイノベーション戦略室長が務める。

3 委員の任期は、本業務に係る委託契約が締結されるまでとする。

(審査会の開催)

第3条 審査会は、審査委員長が必要と認めたとき開催する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

3 審査会は、非公開とする。

4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。

(審査方法)

第4条 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき行う。

2 各審査委員は、第5条「審査項目、審査基準及び配点」に基づき、評価を行い、評価表を作成する。

3 各審査員の評価点を集計した総得点数により順位付けし、基準点に達した者のうち、最高得点者を受託候補者とする。なお、基準点は総得点満点の6割とする。

4 全体の総得点数を比較した結果、その差が僅差（5点以内）の場合は、総合評価などを勘案し、審査員の協議の上、審査委員長が受託候補者を決定する。

(審査項目、審査基準及び配点)

第5条 審査項目、審査基準及び配点は次のとおりとする。

- 1 事業目的の理解（10点）
- 2 企画及び構成（50点）
- 3 実施体制（20点）
- 4 費用対効果（10点）

5 賃金水準の向上（5点）※別紙（賃金水準の向上）を参照

6 女性の活躍推進（5点）※別紙（女性の活躍推進）を参照

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、秋田県産業政策課デジタルイノベーション戦略室において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関する必要な事項は、審査委員長が別に定める。

別紙

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	各 0.5	最大 1	
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。